

## 議案第90号

小田原市久野霊園条例の一部を改正する条例

小田原市久野霊園条例（昭和41年小田原市条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 区画墓地（第8条～第12条）

第3章 合葬式墓地（第13条～第16条）

第4章 使用料及び管理料（第17条～第19条）

第5章 雑則（第20条～第25条）

### 附則

#### 第1章 総則

第3条を次のように改める。

（墳墓の種類）

**第3条** 小田原市久野霊園（以下「霊園」という。）の墳墓の種類は、区画墓地及び合葬式墓地とする。

第4条の見出しを「（使用の許可）」に改め、同条第1項中「墳墓」を「区画墓地又は合葬式墓地」に改め、同条第2項中「墳墓」を「区画墓地及び合葬式墓地」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、管理上必要な制限若しくは条件を付し、又は設備等をさせることができる。

第5条中「墳墓を」を「区画墓地又は合葬式墓地を」に、「墳墓の」を「募集をする」に改める。

第6条中「市長は、」の次に「前条の規定による」を加え、「使用申請者」を「応募者」に、「使用させる墳墓の」を「募集をした」に、「墳墓を」を「当該焼骨の埋蔵等をする事ができる施設を」に改める。

第7条及び第8条を削る。

第9条第1項中「墳墓」を「区画墓地又は合葬式墓地」に改め、同条を第7条とする。

第10条から第12条までを削る。

第23条を第25条とし、第22条を第24条とする。

第21条の前の見出しを削り、同条中「、第9条」を「（第2項を除く。）、第7条」に改め、同条を第23条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第20条を第22条とする。

第19条第1項中「場合は」を「場合には」に、「消滅する」を「、消滅する」に改め、同項各号中「使用者」を「区画墓地使用者」に改め、同条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条を第21条とする。

第15条から第18条までを削る。

第14条ただし書中「のいずれか」を削り、同条第1号中「使用料」を「使用料 次のいずれかに該当する場合」に改め、同号アを次のように改める。

ア 使用者等の都合により使用許可を受けた日から3年以内に区画墓地を返還し、又は合葬式墓地の使用を取りやめたとき（合葬式墓地にあつては、焼骨を埋蔵していない場合に限る。）。

第14条第1号イ中「第16条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2号中「年度の中途において墳墓を返還したとき。」を「次のいずれかに該当する場合」に改め、同号に次のように加える。

ア 年度の中途において区画墓地を返還したとき。

イ 使用許可を受けた日から3年以内に合葬式墓地の使用を取りやめたとき（焼骨を埋蔵していない場合に限る。）。

第14条を第19条とし、同条の次に次の章名及び1条を加える。

## 第5章 雑則

（使用許可の取消し）

**第20条** 市長は、使用者等又は第7条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可又は同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 霊園を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 使用許可（自己の焼骨を埋蔵するための合葬式墓地の使用許可を除く。）を受けた日から3年を経過しても区画墓地若しくは合葬式墓地を使用せず、又は区画墓地の使用に必要な設備をしないとき。
- (4) 区画墓地の管理料を3年間納付しないとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項に規定する者は、同項の規定により許可を取り消された場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 区画墓地又は一時使用の場所 直ちに使用場所を原状に復し、返還すること。

(2) 合葬式墓地 市長の指定する期日までに焼骨（納骨室に埋蔵されているものに限る。）を引き取ること。

3 市長は、前項の措置が執られていない場合には、霊園の管理のために必要な措置を執ることができる。この場合においては、当該措置に要した費用を同項の措置を執るべき者に負担させることができる。

第13条中「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第18条とする。

第7条の次に次の2章、章名及び1条を加える。

## 第2章 区画墓地

(区画墓地の使用要件)

**第8条** 区画墓地を使用しようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本市に引き続き1年以上居住している者であること。

(2) 祭祀を主宰する者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当する者であること。

(区画墓地の面積等)

**第9条** 区画墓地の1区画の面積は、4平方メートル又は6平方メートルとする。

2 区画墓地の使用許可は、区画墓地を使用しようとする者1人につき1区画とし、その場所は、市長が使用許可の際に指定する。

(区画墓地の返還)

**第10条** 区画墓地の使用許可を受けた者（以下「区画墓地使用者」という。）は、当該区画墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちにその旨を市長に届け出て、使用場所を原状に復し、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用場所の変更等)

**第11条** 市長は、霊園の管理上その他の理由により必要があると認める場合には、区

画墓地使用者に対し、使用場所の全部又は一部を変更させ、又は返還させることができる。

- 2 前項の規定により使用場所の全部又は一部を変更させ、又は返還させた場合には、市は、当該変更又は返還に係る損失を補償するものとする。

(使用の承継)

**第12条** 区画墓地は、祭祀を主宰する者のほかは、承継して使用することができない。

ただし、祭祀を主宰者がいない場合において、親族又は縁故者からその理由を明らかにして市長に申し出て、その承認を受けたときは、この限りでない。

### 第3章 合葬式墓地

(合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨等)

**第13条** 合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可の申請の際に当該申請を行う者が現に有している焼骨
- (2) 使用許可の申請を行う者が死亡した際の焼骨（当該者の死亡後3年以内に埋蔵するものに限る。）

- 2 第8条（第2号を除く。）の規定は、合葬式墓地を使用しようとする者について準用する。

(合葬式墓地における焼骨の埋蔵場所)

**第14条** 合葬式墓地における焼骨の埋蔵場所は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 使用許可のあった日から20年間 納骨室
- (2) 前号に掲げる期間を経過した後の期間 合祀室  
(焼骨の容器の規格)

**第15条** 合葬式墓地に埋蔵する焼骨の容器は、規則で定める規格に適合するものでなければならない。

(合葬式墓地に埋蔵された焼骨の返還)

**第16条** 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、次に掲げる場合を除き、返還しない。

- (1) 合葬式墓地を使用する必要がなくなったことにより、合葬式墓地の使用許可を受けた者又は当該焼骨に係る祭祀を主宰する者から返還を求められた場合（焼骨が納骨室に埋蔵されている場合に限る。）
- (2) 第20条第2項第2号の規定により焼骨を引き取る場合

## 第4章 使用料及び管理料

(使用料及び管理料)

**第17条** 区画墓地若しくは合葬式墓地の使用許可を受けた者（以下「使用者等」という。）又は第7条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料及び管理料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用許可の際に徴収する。

3 管理料は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時期に徴収する。

(1) 区画墓地 毎年4月1日から同月30日までの期間

(2) 合葬式墓地 使用許可の際

4 前項の規定にかかわらず、年度の中途において区画墓地の使用許可を受けた場合におけるその年度の管理料は、当該使用許可の日の属する月から月割りにより算定し、当該使用許可の際に徴収する。この場合において、管理料に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

別表を次のように改める。

**別表**（第17条関係）

種別		単位	使用料	管理料
区 画 墓 地	4平方メートル	1区画	円 525,000	円 1年につき5,000
	6平方メートル		787,000	1年につき7,500
合葬式墓地		1体	60,000	10,000
一時使用		1日1平方 メートル	10	

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、改正後の第13条の規定にかかわらず、合葬式墓地に係る改正後の第4条第1項の使用の許可は、区画墓地から合葬式墓地に使用する墳墓を変更する場合に限り、行うものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

久野霊園に新たに合葬式墓地を設置することとし、その設置、管理等に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。